



令和3年10月1日14時00分  
資料配布 近畿地方整備局

## 「淀川水系ダム洪水調節機能協議会」を設立

水害の激甚化を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、淀川水系の河川管理者、ダム管理者、ダム参画利水者及び関係行政機関で構成する「淀川水系ダム洪水調節機能協議会」を設立しました。

令和3年5月10日に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が公布され、昨年度から取り組んでいる既存ダムの事前放流をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画する「ダム洪水調節機能協議会」を創設し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることとされました。

ダム洪水調節機能協議会が設立されたことにより、協議会構成員に協議に応じる義務、協議が調った事項について尊重する義務が生じ、より既存ダムの洪水調節機能の強化が図られる体制が整備されました。

淀川水系において、「淀川水系ダム洪水調節機能協議会」を9月30日に設立しました。

なお、近畿地方整備局管内の他の1級水系(9水系)においても、同様の協議会が設立されています。近畿地方整備局管内のダム洪水調節機能協議会の一覧は別紙1のとおりです。

### 【第1回 淀川水系ダム洪水調節機能協議会】

- 開催方法: 書面開催
  - 開催期間: 令和3年9月27日(月)～9月30日(木)  
会議資料の構成員への配布: 令和3年9月27日  
意見提出期限: 令和3年9月30日
  - 構成員: 別紙2のとおり
  - 主な内容: 淀川水系ダム洪水調節機能協議会 規約の策定について  
協議の公開方針について  
当面の取組について
  - 協議会設立: 令和3年9月30日(木)
- ※議事概要および会議資料については別紙3、4のとおりです。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 淀川水系ダム洪水調節機能協議会 事務局  
近畿地方整備局 河川部 河川管理課 課長 木村 佳則 (内線:3751)  
河川管理課 課長補佐 加藤 貴久 (内線:3753)  
電話 06-6942-1141(代表) 06-6941-7343(直通)

## 近畿地方整備局管内のダム洪水調節機能協議会一覧

- 新宮川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）  
（事務局：紀南河川国道事務所調査課）
- 紀の川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）  
（事務局：和歌山河川国道事務所河川占用調整課）
- 大和川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）  
（事務局：大和川河川事務所占用調整課）
- 淀川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）  
（事務局：近畿地方整備局河川部河川管理課及び琵琶湖河川事務所調査課、大戸川ダム工事事務所工務課、淀川河川事務所管理課、猪名川河川事務所工務課、木津川上流河川事務所管理課、淀川ダム統合管理事務所防災情報課）
- 加古川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）  
（事務局：姫路河川国道事務所河川管理第一課）
- 揖保川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）  
（事務局：姫路河川国道事務所河川管理第一課）
- 円山川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）  
（事務局：豊岡河川国道事務所河川管理課）
- 由良川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）  
（事務局：福知山河川国道事務所河川管理課）
- 九頭竜川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）  
（事務局：福井河川国道事務所河川管理第一課）
- 北川水系ダム洪水調節機能協議会（9月30日設立）  
（事務局：福井河川国道事務所河川管理第一課）

## 淀川水系 ダム洪水調節機能協議会名簿

〈構成員〉

機関名	役職	備考
近畿地方整備局 河川部	河川保全管理官	
近畿地方整備局	淀川河川事務所長	
近畿地方整備局	琵琶湖河川事務所長	
近畿地方整備局	木津川上流河川事務所長	
近畿地方整備局	猪名川河川事務所長	
近畿地方整備局	淀川ダム統合管理事務所長	
近畿地方整備局	大戸川ダム工事事務所長	
東海農政局 農村振興部	設計課長	
近畿農政局 農村振興部	設計課長	
近畿農政局	淀川水系土地改良調査管理事務所長	
大阪管区气象台 気象防災部	気象防災情報調整官	
三重県 農林水産部	農業基盤整備課長	
三重県 県土整備部	河川課長	
滋賀県 農政水産部耕地課	農業基盤管理推進室長	
滋賀県 土木交通部流域政策局	水源地域対策室長	
滋賀県 土木交通部流域政策局	流域治水政策室長	
滋賀県 企業庁 経営課	計画管理室長	
京都府	府民環境部理事（建設整備課長事務取扱）	
京都府	建設交通部理事（河川課長事務取扱）	
大阪府 都市整備部	河川室長	
兵庫県 県土整備部 土木局	河川整備課長	
兵庫県 県土整備部 土木局	総合治水課長	
兵庫県 阪神南県民センター	西宮土木事務所長	
兵庫県 阪神南県民センター	尼崎港管理事務所長	
兵庫県 阪神北県民局	宝塚土木事務所長	
兵庫県企業庁	水道課長	
奈良県 県土マネジメント部	河川整備課長	
奈良県 県土マネジメント部	奈良土木事務所長	
奈良県 県土マネジメント部	宇陀土木事務所長	
奈良県 水道局	業務課長	
名張市 上下水道部	浄水室長	
伊賀市 上下水道部	次長	
甲賀市、湖南市、栗東市、守山市、野洲市	甲賀市 産業経済部 農村整備課長	
甲賀市 上下水道部	上水道課長	
大阪市 水道局	品質管理担当課長（兼）臨海地域整備推進担当課長	
池田市 上下水道部	次長兼水道工務課長	
守口市水道局	浄水課長	
枚方市 上下水道部 上水道室	上水道工務課長	
尼崎市 公営企業局 上下水道部	計画担当課長	
伊丹市上下水道局 整備保全室	浄水課長	
川西市上下水道局	副局長	
奈良市 企業局	事業部次長	
奈良市 企業局 経営部	経営企画課長	
奈良市 企業局 事業部	送配水管理センター所長	
宇陀市 農林商工部	農林課長	
宇陀市	施設課長	
山添村	環境衛生課長	
奈良市、天理市、宇陀市、山添村	山添村 農林建設課長	

阪神水道企業団 総務部	企画調整課長	
大阪広域水道企業団経営管理部	経営企画課長	
(独)水資源機構 関西・吉野川支社	淀川本部長	
中部電力株式会社 三重水力センター	業務課長	
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部	京都水カセンター 所長	
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部	大津水カセンター 所長	
いぶき水力発電株式会社	代表取締役	
近江八幡市、東近江市、日野町及び竜王町日野川用水施設管理協議会	事務局長	
上野土地改良区	理事長	
青蓮寺用水土地改良区	理事長	
犬上川沿岸土地改良区	理事長	
野洲川土地改良区	事務局長	
愛知川沿岸土地改良区	専務理事	
日野川流域土地改良区	専務理事	
大和高原北部土地改良区	事務局長	

## 〈オブザーバー〉

機関名	役職	備考
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部	電力・ガス事業課長	
中部経済産業局 資源エネルギー環境部	電力・ガス事業課長	

## 第 1 回 淀川水系ダム洪水調節機能協議会

会議方法 書面会議  
資料配付 令和 3 年 9 月 2 7 日 (月)  
意見集約 令和 3 年 9 月 3 0 日 (木)  
参加者 別添の各水系協議会名簿のとおり

### 議事概要

- ①9 月 30 日付けでダム洪水調節機能協議会を設立することを合意した。
- ②規約について、事務局案で合意した。
- ③公開方針について、事務局案で合意した。
- ④当面の取組について、事務局案のとおりすすめることで合意した。

第 1 回 淀川水系ダム洪水調節機能協議会（書面開催）

議事次第

1. 規約（案）
2. 公開方針（案）
3. 当面の取組（案）

○配布資料

- 資料－ 1 構成員名簿
- 資料－ 2 規約（案）
- 資料－ 3 公開方針（案）
- 資料－ 4 当面の取組（案）

## 淀川水系 ダム洪水調節機能協議会名簿

〈構成員〉

機関名	役職	備考
近畿地方整備局 河川部	河川保全管理官	
近畿地方整備局	淀川河川事務所長	
近畿地方整備局	琵琶湖河川事務所長	
近畿地方整備局	木津川上流河川事務所長	
近畿地方整備局	猪名川河川事務所長	
近畿地方整備局	淀川ダム統合管理事務所長	
近畿地方整備局	大戸川ダム工事事務所長	
東海農政局 農村振興部	設計課長	
近畿農政局 農村振興部	設計課長	
近畿農政局	淀川水系土地改良調査管理事務所長	
大阪管区气象台 気象防災部	気象防災情報調整官	
三重県 農林水産部	農業基盤整備課長	
三重県 県土整備部	河川課長	
滋賀県 農政水産部耕地課	農業基盤管理推進室長	
滋賀県 土木交通部流域政策局	水源地域対策室長	
滋賀県 土木交通部流域政策局	流域治水政策室長	
滋賀県 企業庁 経営課	計画管理室長	
京都府	府民環境部理事（建設整備課長事務取扱）	
京都府	建設交通部理事（河川課長事務取扱）	
大阪府 都市整備部	河川室長	
兵庫県 県土整備部 土木局	河川整備課長	
兵庫県 県土整備部 土木局	総合治水課長	
兵庫県 阪神南県民センター	西宮土木事務所長	
兵庫県 阪神南県民センター	尼崎港管理事務所長	
兵庫県 阪神北県民局	宝塚土木事務所長	
兵庫県企業庁	水道課長	
奈良県 県土マネジメント部	河川整備課長	
奈良県 県土マネジメント部	奈良土木事務所長	
奈良県 県土マネジメント部	宇陀土木事務所長	
奈良県 水道局	業務課長	
名張市 上下水道部	浄水室長	
伊賀市 上下水道部	次長	
甲賀市、湖南市、栗東市、守山市、野洲市	甲賀市 産業経済部 農村整備課長	
甲賀市 上下水道部	上水道課長	
大阪市 水道局	品質管理担当課長（兼）臨海地域整備推進担当課長	
池田市 上下水道部	次長兼水道工務課長	
守口市水道局	浄水課長	
枚方市 上下水道部 上水道室	上水道工務課長	
尼崎市 公営企業局 上下水道部	計画担当課長	
伊丹市上下水道局 整備保全室	浄水課長	
川西市上下水道局	副局長	
奈良市 企業局	事業部次長	
奈良市 企業局 経営部	経営企画課長	
奈良市 企業局 事業部	送配水管理センター所長	
宇陀市 農林商工部	農林課長	
宇陀市	施設課長	
山添村	環境衛生課長	
奈良市、天理市、宇陀市、山添村	山添村 農林建設課長	

阪神水道企業団 総務部	企画調整課長	
大阪広域水道企業団経営管理部	経営企画課長	
(独)水資源機構 関西・吉野川支社	淀川本部長	
中部電力株式会社 三重水力センター	業務課長	
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部	京都水カセンター 所長	
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部	大津水カセンター 所長	
いぶき水力発電株式会社	代表取締役	
近江八幡市、東近江市、日野町及び竜王町日野川用水施設管理協議会	事務局長	
上野土地改良区	理事長	
青蓮寺用水土地改良区	理事長	
犬上川沿岸土地改良区	理事長	
野洲川土地改良区	事務局長	
愛知川沿岸土地改良区	専務理事	
日野川流域土地改良区	専務理事	
大和高原北部土地改良区	事務局長	

## 〈オブザーバー〉

機関名	役職	備考
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部	電力・ガス事業課長	
中部経済産業局 資源エネルギー環境部	電力・ガス事業課長	



## 淀川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約（案）

## （設置）

第１条 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 51 条の 2 に基づくダム洪水調節機能協議会として、「淀川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## （目的）

第２条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

## （協議会の対象ダム）

第３条 協議会は、淀川水系における、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム、一庫ダム、日吉ダム、室生ダム、箕面川ダム、滝川ダム、喜撰山ダム、余呉湖ダム、日野川ダム、石田川ダム、宇曾川ダム、青土ダム、姉川ダム、野洲川ダム、蔵王ダム、上津ダム、永源寺ダム、宮奥ダム、真泥ダム、犬上川ダム、須川ダムを対象とする。

## （協議会の構成）

第４条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表 1 の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 協議会には代理出席を認めるものとする。

## （協議会の実施事項）

第５条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

## （協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、近畿地方整備局河川部河川管理課及び琵琶湖河川事務所調査課、大戸川ダム工事事務所工務課、淀川河川事務所管理課、猪名川河川事務所工務課、木津川上流河川事務所管理課、淀川ダム統合管理事務所防災情報課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 この規約は、令和3年9月 日から施行する。

別表 1

< 構成員 >

近畿地方整備局 河川部 河川保全管理官  
近畿地方整備局 淀川河川事務所長  
近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長  
近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長  
近畿地方整備局 猪名川河川事務所長  
近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長  
近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長  
東海農政局 農村振興部 設計課長  
近畿農政局 農村振興部 設計課長  
近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所長  
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官  
三重県 農林水産部 農業基盤整備課長  
三重県 県土整備部 河川課長  
滋賀県 農政水産部耕地課 農業基盤管理推進室長  
滋賀県 土木交通部流域政策局 水源地域対策室長  
滋賀県 土木交通部流域政策局 流域治水政策室長  
滋賀県 企業庁 経営課 計画管理室長  
京都府 府民環境部理事（建設整備課長事務取扱）  
京都府 建設交通部理事（河川課長事務取扱）  
大阪府 都市整備部 河川室長  
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長  
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長  
兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所長  
兵庫県 阪神南県民センター 尼崎港管理事務所長  
兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所長  
兵庫県企業庁 水道課長  
奈良県 県土マネジメント部 河川整備課長  
奈良県 県土マネジメント部 奈良土木事務所長  
奈良県 県土マネジメント部 宇陀土木事務所長  
奈良県 水道局 業務課長  
名張市 上下水道部 浄水室長  
伊賀市 上下水道部 次長  
甲賀市、湖南市、栗東市、守山市、野洲市 甲賀市 産業経済部 農村整備課長  
甲賀市 上下水道部 上水道課長  
大阪市 水道局 品質管理担当課長（兼）臨海地域整備推進担当課長  
池田市 上下水道部 次長兼水道工務課長

守口市水道局 浄水課長  
枚方市 上下水道部 上水道室 上水道工務課長  
尼崎市 公営企業局 上下水道部 計画担当課長  
伊丹市上下水道局 整備保全室 浄水課長  
川西市上下水道局 副局長  
奈良市 企業局 事業部次長  
奈良市 企業局 経営部 経営企画課長  
奈良市 企業局 事業部 送配水管理センター所長  
宇陀市 農林商工部 農林課長  
宇陀市 施設課長  
山添村 環境衛生課長  
奈良市、天理市、宇陀市、山添村 山添村 農林建設課長  
阪神水道企業団 総務部 企画調整課長  
大阪広域水道企業団経営管理部 経営企画課長  
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部長  
中部電力株式会社 三重水力センター 業務課長  
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 京都水カセンター 所長  
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 大津水カセンター 所長  
いぶき水力発電株式会社 代表取締役  
近江八幡市、東近江市、日野町及び竜王町日野川用水施設管理協議会 事務局長  
上野土地改良区 理事長  
青蓮寺用水土地改良区 理事長  
犬上川沿岸土地改良区 理事長  
野洲川土地改良区 事務局長  
愛知川沿岸土地改良区 専務理事  
日野川流域土地改良区 専務理事  
大和高原北部土地改良区 事務局長

<オブザーバー>

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長  
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長

## 淀川水系ダム洪水調節機能協議会

### 公開方針（案）

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

#### 1. 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じて協議会終了後に事務局が説明を行う。

#### 2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じて報道機関に対して情報提供を行う。

#### 3. 会議資料の公開

会議資料等については公表を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

淀川水系 ダム洪水調節機能協議会における当面の取組（案）

1. 年１回以上（出水期前）協議会を開催するよう努める。
2. 事前放流等実施要領未策定のダムは早期に策定する。